

第11回内閣保全監視委員会 議事要旨

1 日時

令和5年5月8日（月）午後5時40分から同5時52分までの間

2 場所

総理官邸3階南会議室

3 出席者

委員長 高市国務大臣
副委員長 木原内閣官房副長官
磯崎内閣官房副長官
栗生内閣官房副長官
委員 国家安全保障局次長（代理）
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）
内閣情報官
警察庁次長（代理）
公安調査庁長官
外務事務次官
経済産業事務次官
海上保安庁長官
防衛省防衛政策局長（代理）

4 配付資料

- (1) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」
（案）の概要（資料1）
- (2) 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」
（案）（資料2）
- (3) 今後の主なスケジュール（資料3）

5 議事概要

- (1) 冒頭、高市大臣から、概要以下のとおり挨拶を行った。
 - 第11回内閣保全監視委員会の開催に当たり、本委員会の委員長として、一言御挨拶申し上げます。
 - 日頃より、特定秘密保護法の適正な運用について御理解、御協力をいただいていることに、担当大臣として感謝申し上げます。
 - 特定秘密保護法が施行されて8年以上が経過し、政府においては、法の適

正な運用を積み重ねているところである。また、法の施行によって、我が国に対する国際的な信用が増し、関係国との間で、より円滑に情報の共有がなされるようになったものと評価している。

- しかしながら、先般、防衛省において、特定秘密保護法が施行されて以降初めてとなる特定秘密の漏えい事案が発生した。特定秘密である情報の漏えいは、我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあり、制度に対する信用を大きく損なう事案である。このような事案が二度と起こらないよう、各行政機関においては、防衛省において策定された再発防止措置を参考とし、改めて、特定秘密の適正かつ厳格な保護を徹底していただくようお願いする。
 - また、特定秘密保護法の運用に当たっては、客観性と透明性を確保しつつ、国民の皆様の理解の一層の増進に努めるべきと考えている。本日の議題である国会報告もその取組の一環であるが、国民の皆様の負託を受けた国会における情報監視審査会の調査等に関しては、引き続き、真摯に対応していただくようお願いする。
 - 制度担当大臣として、制度の運用状況をしっかり確認しながら、法の適正かつ円滑な運用に万全を期してまいりたい。委員各位の御協力を重ねてお願い申し上げます。
- (2) 次に、内閣情報調査室から、配付資料に基づき、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」等について概要以下のとおり説明を行った。
- 国会報告案について、資料1の国会報告の概要に沿って御説明申し上げます。
 - 「1 報告の趣旨」については、特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するものである。
 - 「2 対象期間」については、令和4年の1年間である。
 - 「3 特定秘密保護法における行政機関」については、令和4年末時点で28行政機関である。
 - 「4 指定権限を有する行政機関」については、令和4年末時点で20機関である。また、指定に係る特定秘密管理者の数は13機関で25人である。
 - 「5 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等」においては、令和4年中における指定等の状況を記述してい

る。

「(1) 特定秘密の指定の状況」については、令和4年中、9の行政機関が計44件の特定秘密を指定している。

「(2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況」については、令和4年中、指定の有効期間が満了したものはなく、また、8の行政機関において40件の指定の有効期間を延長した。また、特定秘密を指定している13機関全てにおいて指定の理由の点検を実施し、1の行政機関が1件の指定を解除した。

「(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」については、令和4年中、特定秘密であった情報が記録された行政文書ファイル等の移管件数は0件であった。また、245件の特定行政文書ファイルが廃棄された。

「(4) 運用基準に基づく通報の状況」については、通報件数は0件であった。

「(5) 適性評価の実施の状況」については、令和4年中、24の行政機関において、2万3,583件の適性評価が実施され、すべての適性評価について、特定秘密を漏らすおそれがないものと認められた。適性評価の評価対象者が、評価の実施に同意しなかった件数は2件であった。

「(6) 漏えい事案への対応の状況」については、令和4年12月26日に防衛省が公表した特定秘密等の漏えい事案を重く受け止め、政府において、特定秘密の適正かつ厳格な保護を改めて徹底したことについて記述している。

- 「6 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況」においては、令和4年末時点における特定秘密の指定の状況等について記述している。

「(1) 特定秘密の指定の状況」については、令和4年末時点で13の行政機関が702件の特定秘密を指定しており、その状況について事項別、情報の類型別に記述している。指定の有効期間別の件数については、15件の指定を除き、有効期間が5年となっている。指定を解除すべき条件が設定されている特定秘密は、192件である。また、行政機関別に令和4年末時点における指定状況の概要を記述している。

「(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況」については、令和4年末時点で、14の行政機関において、61万3,728件を保有している。

「(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数」については、令和4年末時点で、26の行政機関で13万2,567人である。

- 「7 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応」では、独立公文書管理監からなされた是正の求め及び各議院の情報監視審査会への対応状況について記述している。

また、特定秘密の漏えい事案に関し、各議院の情報監視審査会から国会法に基づく勧告がなされ、防衛省において、勧告の結果とられた措置について

報告を行ったことについて記述している。

○ 「8 内閣府独立公文書管理監からの意見」については、「各行政機関における特定秘密保護法のより一層適正な運用に努められたい」との意見を記載している。

○ 「9 有識者からの意見」については、報告書の原案について、情報保全諮問会議の7名の有識者に事前に説明を行い、報告書の修正に至った意見を記載するとともに、法の運用等に関する意見も記載した。

また、今後、開催予定の第12回情報保全諮問会議における発言についても必要に応じて記載することとなる。

○ 以上が、国会報告案についての説明となる。

○ 資料3をご覧いただきたい。これは、今後のスケジュールのイメージである。

本日お示ししている国会報告案を内閣総理大臣へ報告し、今月中旬に有識者の御意見を伺うために情報保全諮問会議を開催する予定である。その後、6月中旬頃に閣議決定を行い、国会への報告、公表を行う予定である。

(3) 最後に委員会にかけられた国会報告案を内閣総理大臣に報告することが了承された。

(以上)